

鈴鹿殺人事件

さっさとあきらめて！



検察は卑劣な引き延ばしをやめろ！ 負けるの怖くて姑息な手段！ 裁判所は卑怯者の側に立つのか？

再審申立てから1年9か月も無回答のまま

鈴鹿殺人事件は、2022年6月30日に津地裁に再審申立てをおこないました。

再審のポイントは、被害者のスマホに事件当日(2012年11月13日)の16:37に2つのLINEスタンプが何者かによってダウンロードされていたことにあります。

犯人とされた加藤映次さんはその時に名古屋にいたという証明があるので、その時間に被害者宅にいることは不可能ですし、被害者本人という事も、死亡推定時刻から考えるとあり得ません。

なんと加藤さんでも被害者でもない第3者Xが16:37に被害者宅に滞在して、被害者が死亡していることを知りながら、警察や救急に通報することもなく、スマホを操作していたこととなります。

このXこそが真犯人か、つながりのある関係者ではないのでしょうか？

これが証明されれば、裁判が誤っていたことだけでなく、警察などの捏造も明らかになってしまいます。

ところが検察は誰もいなくてもスタンプは「自動でダウンロードできる」と、当初から主張しています。そうであるのなら、自動でダウンロードできることの証明をおこなう必要があるのに、LINE社からの回答を、1年8か月以上も引き延ばし続けています。いまだに何の証拠の提出もできない状況に陥っています。

検察という組織は、自分が勝てると思っていたら、さっさと証拠を提出してきます。今おこなわれている静岡の「袴田事件」でも、再審開始になっていながら、これまでの主張を延々と繰り返すのみで、時間だけを引き延ばす作戦に出ています。これでは冤罪被害者の苦しみは、長引くばかりです。

検察は直ちに抵抗をやめ、誤りを認め、再審に道をいち早く開くべきです。

また裁判所は検察の「引き延ばし」という名の「甘え」を断罪し、時間を切って再審審理に臨むべきです。



鈴鹿殺人事件とは、2012年11月13日に鈴鹿市山本町で発生した事件で、会社役員の出元彦(当時38歳)さんが何者かによって後頭部を殴打されて殺害したものです。

事件現場はお茶畑の広がるのどかな山村の、一軒の住宅の離れです。

母屋に住む母親が、息子が起きてこないことを不審に思い、父親と合鍵でドアを開けたところ、遺体を発見しました。

共同経営者の加藤映次さん(当時34歳)が事件直前に訪問していたとして、逮捕・起訴されました。

この事件では加藤さんが犯行を犯したとする直接的な証拠は一切ありません。

それにもかかわらず、警察は不十分な捜査のままに、加藤さんを犯人と決め付け、検察も疑問を挟みませんでした。

しかし、調べれば調べるほど多くの疑問が解決のできない状況で、まったくまともな科学的捜査がおこなわれたとはいえないものとなっています。もちろん加藤さんの「自白」はありません。

加藤さんは無実を訴えましたが、2015年7月に津地裁で懲役17年の有罪判決が言い渡され、2016年12月に名古屋高裁で控訴棄却。2018年7月、最高裁でも棄却され現在、千葉刑務所に収監中です。

弁護団は被害者のスマホの通信記録や法医学者の鑑定書などを新証拠として、2022年6月30日、津地裁に再審請求を申し立てました。

